（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十三年三月二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百八十一號
明治廿三年三月二日　日曜日
舊暦庚寅正月十二日　（壬午）
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

農商務大臣の演說を讀む

過日農商務大臣が各府縣知事を本省に集めて演說をなしたる其大要は既に本紙ニ掲載せし所にして微頭徹尾一々理に中り殆んど異議の容るべきものなきが如し而して其演說の前一半は農商政務の方針ニ關する意見として「初めより政務の方針概定したるものありたらんには假令へ幾度長官に更迭あるとも何等の差支をも生するとなかりしならんに之れなかりしが爲め往々錯々の意見ニよりて事を處理するの結果を來したるの跡あるしと云ふ可らず」とあり是れにて我輩も農商務省は果して主任大臣の更迭によりて其方針を動搖したるを知り驚に現大臣と憂を共にして今後の方針を一定せんことを希望するに切なりしが大臣は「事に臨みて云はしめ物に物を云はしむるの手段」を取りて爲ど實際を取調べたる上適當の針路を定むべしと云ふのみなれど未だ何れとも一決したる所あきニ似たり我輩倩々按ずるに農商務省が民業に干渉すべきや將た干渉せざるべきやは大體上方針の岐るゝ所にして全く放任とすれば夫れまでのことなれども若しも何等かの干渉を試むるとすれば如何なる部分ニ向て何れの邊にまで及ぼすべきや政府は疎親にして智識の本源なるが故に恰も人民の指圖役となり積極的ニ殖産興利の方向を指導して其知らざるを教え其思はざるを諭し奬勵鼓舞以て我が國力を作興するの方針を取るべきやと云ふに此事の實際に行ふ可らざるは獨り我日本のみならず西洋諸國に於ても政府の任事にあらずとして學者政治家の定論ある所なれば我が農商務省に於ても思ふに其戒に逸はず必らず弊を去り害を除くを以て干渉の區域とし消極的の政務を主とするとならんと我輩の飽までも信ずる所なり斯く方針を定むるときは農商務の範圍極めて狹小なるニ似たれども我輩を以て之れを見れば決して容易の事にあらず抑も農工商の事は廣く且つ大なる上〻本來立國の要素なれば他の各省の事務都て重要なりと雖も農工商を餘所にして獨り其道を行くべきにあらず左れば各省にても此邊に充分の注意あるべきは勿論なれども農商務省は專門の眼を以て農工商民ニ代り力を極めて其利益を保護し其困難を救治せざる可らず例へば收稅の法に於て原野を變じて耕地とするものあれば之に向て耕地の稅を賦課するみを正に收稅吏の本職にして固より至當の處置なれども若しも耕地にして翌年より直ちに相當の收獲を見るみと能はざるまゝ捐はらず成規通りの租稅を課せられて收支相償ふの見込なきより止むとを得ず計畫を見合はするが如き內情ありとせば農商務省は能く其事實を明かにして着手の便利を與ふるみそ人民の身に取りて恩惠此上なるべし或は灌漑の用に供せんとて山中に池を堀りたるが爲め忽ち沼池稅を賦課せらるゝときは農民は爲に如何なる困難を感ずべきや或は子供の衣服に充てんとて機織をなす者なれば之を以て一の工業と視做し地方稅を課せらるゝとせば工業の務達上如何なる悲響を來たすべきや其他登記法の繁雜なるは如何、官廳事務取扱の鄙陋なるは如何とて一々實際の情況を考察し彼是と思を馳せて農工商民に係る各種の困難を排除せんことを務むるときは當局者の繁忙一方ならざるべし共に人民が其澤に浴するみと遠に積極的の興利策に勝るものなるべし我輩が農商務省今後の方針として必らず茲に出でられんことを希望するものなり

又大臣の演說中その後半を按ずるに殖產行政に關する法律規則は本邦實業上の現況沿革等を以て基礎とし海外諸國の法規の如きは只ふれを參考に供すべきのみと云ふあり道理至極の言にして我輩は之を從來の實跡ニ徴するニ規則を設して好結果を見ざりしもの明かに二條あり十州鹽田組合規則及びブールス條例即ち是れにして鹽田規則の如きは廢布後間もなく苦慘百出して徒らニ議論の題となり採鹽人民は涙を以て之を撤去せしが得る所の結果は波瀾の動搖に過ぎざりしなり事既往ニ屬するが故に今茲に問ふを要せざれともブールスに至ては其由て來る所果して本邦實業上の現況沿革等を以て基礎としたるものか或は海外諸國の法規を本として却て本邦の現況を變して之に適せしめんとしたるものか、之を明言す可らずと雖も兎に角に今日の實際に於て如何にしても行ふ可らずとすれば或は其基礎の所在を異にしたるの嫌なきニあらず即ち現大臣の最も取らざる所なりと我輩の竊ニ信ずる所なり然るに其ブールスは今日實時中止の姿ニ居りて之が爲めニ全國の株式取引所米商會所は安堵するを得ず莫大の財產を半空に懸けて之に關係する商人は恰も地上の波に動搖せられて煩惱已まざるものゝ如し左れば西洋流の理論又その實行の如何に拘はらずブールスあるものが果して今の我日本の商賈社會に不適當なりとあれば敢て深き思慮を要するに非ず商業保護の眼より觀察を下ざし實際に行はれざるものを行はれずとして今日唯今より斷然廢止の沙汰あらんとゝ願はしけれ不安心はと妨害を與ふるものあらざるなり之を要するに大臣の演說は唯旨意の梗概を示したる迄にして分明ニ方針の向ふ所を斷言せずと雖も辭に之を通讀して我輩の希望の必らず空しからざるを豫期し闇黑夜中微かに燈光の閃々たるを覺ふ者なり

官報

○免換銀行券發行許可と題して昨日の本欄ニ掲げたる項の第一行中昨は明治の誤なりと昨日の官報に是正したり

開通川ヲ禁止シタル貨幣紙幣ノ引換ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽
明治廿三年二月廿八日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

法律第十三號
政府發行ノ補助貨幣及紙幣ニシテ通用ヲ廢止シタルモノハ其廢止ノ翌日ヨリ起算シ滿五箇年內ニ引換ヲ請求セサレハ期滿免除トシテ政府ハ其引換義務ヲ免ルヽモノトス但明治二十年六月三十日ヲ以テ通用ヲ廢止シタル十錢紙幣ハ本法發布ノ日ヨリ起算シ滿三年ヲ以テ期滿免除ノ期限トス

開開整理公債ニ關スル特別會計設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽
明治廿三年二月廿八日
內閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

法律第十四號
第一條　整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債金ノ會計ハ特別トシテ一般ノ歲入歲出ト區分スヘシ
第二條　整理公債募集金ハ每年度內ニ他ノ公債償還ニ供セサルモノハ翌年度ヘ繰越スヘシ
第三條　整理公債條例第三十一條ニ依リ支出スル製造費發行費及利子ハ其金額ヲ一般ノ歲入ニ組入レ一般ノ歲出トシテ拂出スヘシ
第四條　本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス

○大藏省訓令第二十號　北海道廳

町村制ヲ施行セサル嶋嶼アルトキハ各縣沖繩縣ヲ除ク

北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル嶋嶼ノ國稅徵收ノ手續ハ左ノ各項ノ外明治二十二年大藏省令第三號國稅徵收法施行細則ニ準據取扱フヘシ

明治廿三年三月一日　大藏大臣伯爵松方正義

一收入官吏現金ヲ領收ノ之ヲ金庫ニ拂込タルトキハ其別符付領收證ヲ嶋司又ハ郡區長ニ送付シ別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ受クヘシ
一嶋司又ハ郡區長ハ收入官吏ノ送付セル金庫ノ領收證ヲ檢收入檢定簿ヲ備ヘテ之ニ記入シ領收證ニ檢印セル別符ヲ切離シ領收證ハ之ヲ返付スヘシ
一嶋司又ハ郡區長ニ於テ前項ノ領收證ヲ檢シタルトキハ每月檢定報告書ヲ製シ翌月七日以內ニ之ヲ北海道廳長官府縣知事ニ送付スヘシ
一北海道廳長官府縣知事ハ前項ノ報告書ヲ取纏メ其月十五日以內ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ
一收入官吏ハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第四號ニ依リ收入報告書ヲ調製シ收入金月計對照表ヲ添ヘ翌月七日マテニ嶋司郡區長ヲ經テ北海道廳長官府縣知事ニ送付スヘシ
一收入官吏ハ明治二十三年大藏省令第三號書式第七號ニ據リ收入領收入未濟額及缺損領報告書ヲ調製シ各納期後五十日以內ニ嶋司又ハ郡區長ヲ經テ北海道廳長官府縣知事ニ送付スヘシ

○大藏省告示第十二號
本年四月一日ヨリ六月三十日迄輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム

但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通
明治廿三年三月一日　大藏大臣伯爵松方正義

外國貨幣日本銀貨比較表

國名	金貨	日本銀貨
英吉利	一ポンド	六三〇六
獨逸	一マーク	三〇九
北米合衆國	一ドルラル	一、二九七
佛蘭西	一フランク	二五〇
瑞西	一フランク	二五〇
白耳義	一フランク	二五〇

雜報

○齋藤商務局長の意見ハ關する諸般の事實を聞くに、なるが齋藤商務局長の由にて其次第を聞くに、盛にして一切高事務の有樣を為す事勝の為に就ては東京と地方の滯を來したるは從來商務省の事情に暗く繰貫通せざるに原因け專ら事務の敏活を律規則を設するの缺べからず此等の事に上ならでは容易營業の事は殆んて目的となる矢鵠に天降らしむ可らず宜べし云々の趣意なる政務視察として赴き主として取引商業學校等を視察す

○對抗運動ハ鐵車を管下に於て施行すべし兵は勿論第一師團臨時に出張して運は鐵車を利用して

○發行紙幣抵當保證公債證書は是迄十月一日よりは同省御臣より田尻銀行局長

○土地收用法に就き路ハ沿ふ土地の所有れの相談に不當の價大なる障害を與へ實地に行はれ鐵道の用地に關するにも同會事は開くの準備を爲すと

○九州鐵道會社株式京したるは同社の相するが爲めにして同滿足せず近日常議員せられて樣權已まざるもの又その間行の如何に拘はらず今の我日本の商賈社會に不適當なりとあれば敢て深き思慮を要するに非ず商業保護の眼より觀察を下ざし實際に行はれざるものを行はれずとして今日唯今より斷然廢止の沙汰あらんとゝ願はしけれ不安心はと妨害を與ふるものあらざるなり之を要するに大臣の演說は唯旨意の梗概を示したる迄にして分明ニ方針の向ふ所を斷言せずと雖も辭に之を通讀して我輩の希望の必らず空しからざるを豫期し闇黑夜中微かに燈光の閃々たるを覺ふ者なり

○朝吹英二氏は昨日向は鹽前田川郡の郡長の衆議院候補

○郡長の衆議院候補は近々職を辭し同縣